

市報第20号

令和7年度横浜市一般会計補正予算（第1号）についての専決
処分報告

令和7年度横浜市一般会計補正予算（第1号）については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第179条第1項の規定を適用し、令和7年6月25日市長において次のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告する。

承認願いたい。

令和7年9月9日提出

横 浜 市 長 山 中 竹 春

令和7年度横浜市一般会計補正予算（第1号）

令和7年度横浜市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 39,989 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,984,447,977 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
23 繰越金		千円 1	千円 39,989	千円 39,990
	1 繰越金	1	39,989	39,990
歳 入 合 計		1,984,407,988	39,989	1,984,447,977

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		126,332,475 ^{千円}	39,989 ^{千円}	126,372,464 ^{千円}
	14 選挙費	3,901,505	39,989	3,941,494
歳 出 合 計		1,984,407,988	39,989	1,984,447,977

一般会計補正予算（第1号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

款 項 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
23 繰越金		千円 1	千円 39,989	千円 39,990		千円	千円
1	繰越金	1	39,989	39,990			
	1 繰越金	1	39,989	39,990	(1) 前年度繰越金	39,989	
歳 入 合 計		1,984,407,988	39,989	1,984,447,977			

2 歳 出

款 項 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			節		説 明		
						特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他					
2 総務費			千円 126,332,475	千円 39,989	千円 126,372,464	千円 —	千円 —	千円 —	千円 39,989		千円		
14 選挙費			3,901,505	39,989	3,941,494	—	—	—	39,989				
	4	市会議員選挙費	—	39,989	39,989	—	—	—	39,989	1 報酬	475	市会議員選挙費	39,289
										3 職員手当等	4,655	市会議員選挙啓発費	700
										4 共済費	10		
										7 報償費	1,967		
										8 旅費	158		
										10 需用費	4,668		
										11 役務費	415		
										12 委託料	21,352		
										13 使用料及び賃借料	1,266		
										18 負担金補助及び交付金	5,023		
歳 出 合 計			1,984,407,988	39,989	1,984,447,977	—	—	—	39,989				

補正予算給与費明細書

特別職

区分		職員数	給与費						共済費	合計	備考
			報酬	給料	通勤手当	期末手当	退職手当	計			
補正前額	長等	8	—	108,768	439	50,032	79,852	239,091	21,074	260,165	
	議員	86	1,461,659	—	—	—	—	1,461,659	172,117	1,633,776	
	その他	48,063	4,343,510	—	—	—	—	4,343,510	9,171	4,352,681	
	計	48,157	5,805,169	108,768	439	50,032	79,852	6,044,260	202,362	6,246,622	
補正額	長等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	議員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	その他	6	72	—	—	—	—	72	—	72	
	計	6	72	—	—	—	—	72	—	72	
合計	長等	8	—	108,768	439	50,032	79,852	239,091	21,074	260,165	
	議員	86	1,461,659	—	—	—	—	1,461,659	172,117	1,633,776	
	その他	48,069	4,343,582	—	—	—	—	4,343,582	9,171	4,352,753	
	計	48,163	5,805,241	108,768	439	50,032	79,852	6,044,332	202,362	6,246,694	

○ 通勤手当には、特別職非常勤職員に係る通勤手当相当分を含む。

一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正前の額	〔860〕 (19,408) 37,447	千円 25,800,774	千円 152,331,377	千円 142,912,729	千円 321,044,880	千円 66,486,844	千円 387,531,724	
補 正 額	〔―〕 (39) ―	403	―	4,688	5,091	10	5,101	
合 計	〔860〕 (19,447) 37,447	25,801,177	152,331,377	142,917,417	321,049,971	66,486,854	387,536,825	

○〔 〕内は暫定再任用常時勤務職員数、（ ）内は暫定再任用短時間勤務職員数、定年前三任用短時間勤務職員数及びパートタイム会計年度任用職員数で、いずれも外数である。

○職員手当（通勤手当）には、会計年度任用職員に係る通勤手当相当分を含む。

職 員 手 当 補正額の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	初任給調整手当	通勤手当	特殊勤務手当	超過勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当
	補正前の額	千円 3,081,711	千円 25,140,682	千円 1,915,125	千円 93,738	千円 6,867,771	千円 965,075	千円 8,026,815	千円 53,004	千円 7,030
	補 正 額	―	―	―	―	33	―	4,557	―	―
	合 計	3,081,711	25,140,682	1,915,125	93,738	6,867,804	965,075	8,031,372	53,004	7,030
	区 分	休日給	夜勤手当	管理職手当	期末・勤勉手当	義務教育等教員特別手当	退職手当			
	補正前の額	千円 1,940,331	千円 384,872	千円 1,607,391	千円 83,646,352	千円 994,063	千円 8,188,769			
	補 正 額	98	―	―	―	―	―			
	合 計	1,940,429	384,872	1,607,391	83,646,352	994,063	8,188,769			

・ 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正前の額	人 〔860〕 (435) 37,447	千円 —	千円 152,331,377	千円 132,296,368	千円 284,627,745	千円 60,933,036	千円 345,560,781	
補 正 額	〔—〕 (—) —	—	—	4,655	4,655	—	4,655	
合 計	〔860〕 (435) 37,447	—	152,331,377	132,301,023	284,632,400	60,933,036	345,565,436	

○〔 〕内は暫定再任用常時勤務職員数、（ ）内は暫定再任用短時間勤務職員数及び定年前再任用短時間勤務職員数で、いずれも外数である。

職 員 手 当 補正額の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	初任給調整手当	通勤手当	特殊勤務手当	超過勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当
	補正前の額	千円 3,081,711	千円 25,140,682	千円 1,915,125	千円 93,738	千円 5,189,500	千円 965,075	千円 8,026,815	千円 53,004	千円 7,030
	補 正 額	—	—	—	—	—	—	4,557	—	—
	合 計	3,081,711	25,140,682	1,915,125	93,738	5,189,500	965,075	8,031,372	53,004	7,030
	区 分	休日給	夜勤手当	管理職手当	期末・勤勉手当	義務教育等教員特別手当	退職手当			
	補正前の額	千円 1,940,331	千円 384,872	千円 1,607,391	千円 74,708,262	千円 994,063	千円 8,188,769			
	補 正 額	98	—	—	—	—	—			
	合 計	1,940,429	384,872	1,607,391	74,708,262	994,063	8,188,769			

・ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正前の額	人 (18,973) —	千円 25,800,774	千円 —	千円 10,616,361	千円 36,417,135	千円 5,553,808	千円 41,970,943	
補 正 額	(39) —	403	—	33	436	10	446	
合 計	(19,012) —	25,801,177	—	10,616,394	36,417,571	5,553,818	41,971,389	

○ () 内はパートタイム会計年度任用職員数で外数である。

○ 職員手当（通勤手当）には、会計年度任用職員に係る通勤手当相当分を含む。

職 員 手 当 補正額の内訳	区 分	通勤手当	期末・勤勉手 当							
	補正前の額	千円 1,678,271	千円 8,938,090							
	補 正 額	33	—							
	合 計	1,678,304	8,938,090							
	区 分									
	補正前の額									
	補 正 額									
	合 計									

参 考

地方自治法（抜粋）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

（第4項省略）